住民投票条例(仮称)骨子案がまとまりました

予算額 30万4千円

本市では、令和2年4月1日施行の武蔵野市自治基本条例第19条の規定に基づき、本市における市民自治のさらなる推進を目的として、二元代表制を補完する常設型の住民投票制度を確立するため、武蔵野市住民投票条例(仮称)の制定に向けた検討を進めています。

本市における住民投票制度のあり方については、武蔵野市の自治全体を俯瞰して検討した「武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会(以下「懇談会」という。)」の中で、その他のさまざまな自治の仕組みとあわせて、多くの時間をかけて議論されてきました。

本制度を検討するにあたっては、この懇談会での議論の内容を基本的な前提としながら、庁内に設置した「武蔵野市住民投票条例(仮称)検討委員会」において、15 の主要な論点についての考え方を検討してきました。

このたび、これらをまとめた条例骨子案を作成しましたので、パブリックコメント等による意見を募集し、いただいた意見を踏まえ「条例素案」の検討を進めていきます。

1 内容

主要な論点についての考え方(別紙)を参照してください。

なお、骨子案は市ホームページにて公開しています。

URL http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/public_comment/boshu/1031051.html

2 市民意見の聴取について

(1) パブリックコメントの募集(2月15日号市報)

受付期間: 2月15日(月)~3月15日(月)

骨子案に対する意見を郵送、ファクス又はEメールで受付

- ※骨子案の全文は市ホームページで公開のほか、市役所、市政センター、図書館、 コミュニティセンター、市民会館で配布
- (2) 市民意見交換会

3月7日(日)午前10時~11時30分 かたらいの道市民スペース 定員25名(事前申込制、先着順)

3 今後の予定

パブリックコメント等による市民意見のほか、市議会議員や市職員からの意見を踏まえ、令和3年度の上半期中に骨子案に基づく条例素案の検討を行います。その後、検討の結果作成した条例素案に関するパブリックコメントを令和3年度の下半期に行ったうえで条例案を市議会に上程し、令和3年度中の制定及び令和4年度中の施行を目指します。

■問い合わせ 総合政策部企画調整課行政経営担当 0422-60-1801